

第17回自殺対策推進会議
議事録

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

第 17 回 自殺対策推進会議 議事次第

日時：平成 24 年 8 月 10 日（金） 14 時 00 分～15 時 39 分

場所：中央合同庁舎 4 号館 4 階共用第 4 特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

○自殺総合対策大綱の見直し素案について

○平成 24 年度自殺予防週間について

3. 閉 会

○樋口座長 皆様、こんにちは。

大変暑い日が続いておりますけれども、今日は昨日に比べると大分暑さが戻ってしまったようではありますが、御苦勞様でございます。ただいまより、第17回「自殺対策推進会議」を開催させていただきます。

本日は、初めに中川大臣から一言、御挨拶をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○中川大臣 それでは、皆さん、改めてこんにちは。

今日は17回になりますが、自殺対策の推進会議、本当にそれぞれ御多忙の中を御参集いただき、これまで様々な御意見を賜りながら進めてこられたことを改めて感謝を申し上げたいと思っております。本当にありがとうございます。

今日はいよいよ自殺総合対策大綱の見直しの素案を皆さんに提示をさせていただいて、しっかりそれに対しての改めての御意見、御議論をいただくということになっております。昨日、持ち回りで自殺総合対策会議において決定したわけではありますが、これからしっかり加筆をしていただいて、更にブラッシュアップしていくということで、よろしくお願ひを申し上げたいと思っております。

これまで皆様から貴重な御意見をいただき、でき得る限り反映させていただいております。そんな中で特に近年、自殺死亡率が高まる傾向にある若者向けの対策、もう一つは自殺のリスクが高い未遂者、こうした人たち向けの対策など、現大綱よりも相当踏み込んだ内容を盛り込んでいただいたと考えております。この新たな大綱が今後の我が国、社会の在り方を見据えてより良い内容となるように、そして、更に御意見をお聞かせいただいた上で仕上げていくことができますようによろしくお願ひを申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。

○樋口座長 どうもありがとうございました。

中川大臣は、ここで公務のために御退席になられます。ありがとうございました。

(中川大臣退席)

○樋口座長 もう一点、御報告でございますが、内閣府に本日付で片山参事官が着任されましたので、お知らせいたします。

それでは、早速、本日の議事に入ってまいりたいと思っております。

本日の議事は大きく2つございまして、前半は「自殺総合対策大綱の見直し素案について」でございます。先ほども大臣からのお話にもありましたように、政府は昨日、自殺総合対策会議を持ち回りで開催をして、この自殺総合対策大綱の見直しの素案を決定いたしました。

それでは、早速、素案につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○片山参事官 改めまして、片山でございます。本日付で齊藤参事官の後任でまいりました。

早速でございますが、自殺総合対策大綱の見直しの素案について説明したいと思います。

ただ、時間が限られてございますので、ポイントを絞っての説明をお許しください。

資料2が今回、対策会議で決定した見直し素案でございます。両側に現行と見直し素案が付いているものでございます。

まず、大きく変わったところとしまして、1つはサブタイトルというか、副題を付けたということです。「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」ということで、メッセージ性を強く打ち出したということでございます。

「はじめに」ですけれども、これも多少、構成を変えていまして、最初に自殺対策基本法の話を書いた後、メッセージということで、人の「命」は何物にも代えがたいということ。このような悲劇を積み重ねないよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が緊密な連携を図りつつ、国を挙げて自殺対策に取り組み、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すものとするということを明確に書いているところでございます。

2ページ、最初に「1. 自殺総合対策の現状と課題」、これまで大綱ができてから振り返ったものを書かせていただいております。

10年の急増以来、初めて3万1,000人を下回ったということが2つ目のパラにあります。

その後、中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていませんが、高齢者の自殺死亡率は低下していること。ただし、若年層での自殺死亡率が高まっていることがその次のパラグラフに書いてあります。

その次に、意識調査でも国民のおよそ20人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」ということで、国民誰もが当事者となる重大な問題であるということ。

その次のパラグラフに、今までやってきた、特に大綱に沿った対策を講じようとする余り、ともすると全国で画一的な自殺対策が実施されることがあったのではないかと、対策の有効性や効率性、優先順位などの視点が十分認識されてこなかったのではないかと。あとは対象です。全体的予防介入、選択的予防介入、個別予防介入を明確にしてバランスよく組み合わせることが重要ではないかという指摘もあるということ。

次の段落で真ん中の方ですが、特に今後は、地域レベルの実践的な取り組みを中心とする自殺対策へと転換を図っていく必要があるということです。それで、関係者の連携強化を進めるということがございます。

それから、特に自殺再企図の可能性のある自殺未遂者の話なのですが、こちらについても、まだ自殺再企図を防ぐために必要な支援が一般的に受けられるという状況には至っていない。

最後に、それぞれの取り組みの重複や欠落の問題、あるいは相互の連携・協力が十分に図られていないなどの課題があるということ。

そういった今までの反省というか、総括みたいなことを最初に書いているということです。

次に「2. 自殺総合対策における基本認識」、今までも3つありましたけれども、それ

どれ多少、心情的な問題でもう少し表現を丁寧に、やわらかくしてはどうかということで、見直し素案ではそれぞれ、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」、2つ目が「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題」、3つ目が「自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い」。

これにつきましても、最後の2つ目のパラにありますけれども、死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多い。しかしながら、自殺を図った人の家族や職場の同僚など身近な人でも、自殺のサインに気がききたい場合もあるので、身近な人以外の人から自殺のサインに気がきき自殺予防につなげていくのも課題であるということを明記しているところでございます。

時間の関係で多少飛ばしますが、13ページに「7. 政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する」ここでは若年層、中高年層、高齢者層、自殺未遂者。自殺未遂者は新しい項目ですが、分けております。

若年層におきましては、先ほど申し上げましたように、増加傾向がありますので、2パラ目ですけれども、こうしたことから青少年、若年層の自殺対策は重要な課題であり、青少年の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援を行うこと等、児童生徒の自殺を未然に防止し、予防に資する教育を実施することが重要であるということを書いているところでございます。

14ページの自殺未遂者は新規で付け加えているところでございまして、先ほどの自殺未遂者の話に加えて、精神科救急医療体制の充実に加えまして、救命救急センター等で治療を受けた自殺未遂者が必要に応じて精神科医療ケアや生活再建の支援が受けられる体制を整備する必要がある。自殺未遂者に対する相談体制の充実とか自殺未遂者の家族等の身近な人への支援の充実も重要であるということを書かせていただいたところです。

続きまして、役割分担です。「8. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割と連携・協働の推進」を付け加えました。

今まで国とか地方公共団体それぞれやっているのですけれども、ここで新しいのは特に16ページに「企業」というものを打ち出したということ。

それから、「国民」と打ち出しております、国民につきましても、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるということ。その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気がきき、適切に対処することができるようにするなど、主体的に自殺対策に取り組むということを明記しているところでございます。

17ページ以降は当面の重点施策ですが、まず全体を貫く話として、この推進会議でも御意見があったことですのですけれども、地方公共団体においてもこれらに網羅的に取り組む必要があるということではない。地方公共団体においては、地域における自殺の実態、地域の実情に応じて必要な重点施策を独自に設定して取組みを進めるべきであると書かせていた

だいているところでございます。

「1. 自殺の実態を明らかにする」というところですが、幾つか新しいこと、例えば「(2) 情報提供等の充実」等を書いているところです。

19 ページで、「2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す」ということで、ここでは1つ、20 ページの「(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施」。今までは9月10日からの予防週間しか書いていなかったのですけれども、3月の月間についても付け加えさせていただきました。その月間、週間においても単なる一般的な普及啓発だけにとどまらず、実践的にちゃんとした支援等も重点的に実施すると書いているところがございます。

これも推進会議で御意見があったと聞いていますが、21 ページの(4)の特に後段で、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについては、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであるととらえて、理解促進の取組を推進するとしているところがございます。

次の「3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する」、ここにつきましても、先ほどの性的マイノリティについても22 ページの(2)に付け加えているところがございます。

少し飛ばしまして、24 ページ「4. 心の健康づくりを進める」という項目ですが、ここにつきましてはメンタルヘルス対策の推進について重点的に強く書かせてもらっているところがございます。

更に、その新規の項目としまして、25 ページの2つ目のパラグラフですが、「いわゆる過労死・過労自殺を防止する」と、明確に過労死・過労自殺ということを書いている。それから「小規模事業場や非正規雇用を含めた全ての労働者の長時間労働を抑制する」という、小規模事業場や非正規雇用もちゃんと明記したというところがございます。

次の段落では、セクシュアルハラスメント対策について書かせてもらいまして、その次は職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組みも記させてもらっているところがございます。

26 ページ、これも全くの新規でございますが、東日本大震災を踏まえまして、大規模災害における被災者の心のケアを新しく項目立てしているところがございます。

1つ目のパラグラフに書いているのは、被災者の心の状態とか自殺の原因の把握とか対応策の検討とともに、そこで得られた知見を今後の防災対策へ反映するということ。

次のパラグラフに、孤立防止や心のケアのほか、復興関連施策を実施すると書かせていただいているところがございます。

「5. 適切な精神科医療を受けられるようにする」でございますが、ここでの新しい点といいますと、27 ページの(1)の最後の方です。そういうときにも診療報酬での取扱いを含めた精神科医療体制の充実を図るとか、過量服薬対策を徹底するとともに、環境調整についての知識の普及を図るということ。

28 ページの(6)、今までは統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症と書いていま

したが、それに加えて病的賭博、いわゆるギャンブル依存症みたいな話です。そういうところも書いているということでございます。

続きまして、29 ページの「6. 社会的な取組で自殺を防ぐ」というところですが、これにつきましては（1）のところですが、24 時間 365 日の無料電話相談を実施する体制を整備する。それから、インターネットを活用した検索の仕組みをやるということを書いているところでございます。

同じところで 32 ページに飛ぶのですが、新規の項目としましては「(11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実」を改めて出しているところとともに、その次も「(12) 生活困窮者への支援の充実」も改めて問題として提起して書いているところでございます。(13) の報道機関についても、マスメディアにおける自主的な取組みに資するよう、自殺報道の影響や諸外国の取組み等に関する調査研究を行うというものも立てているところでございます。

34 ページ、「8. 遺された人への支援の充実」ですが、遺族の中に自殺遺児が一緒になっていたのですが、それを分離したということで、35 ページに明確に「(4) 遺児への支援」ということで、一般的に遺族とは違うということを示したところでございます。

最後に、37 ページからの「第5 推進体制等」です。

推進体制についても、38 ページの「また」以降にあります。「国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するための仕組みを設ける」ということを書いているとともに、39 ページの「3. 施策の評価及び管理」にも「内閣官房長官の下に、中立・公正の立場から本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するための仕組みを新たに設け、効果的に自殺対策を推進する」と明記しているということでございます。

以上が、すごく走り走りで簡単ですが、今回の大綱の見直し素案の概要でございまして、先ほど座長からありましたけれども、昨日、自殺総合対策会議が持ち回りで行われまして、これを決定したところでして、本日からパブリックコメントを実施しているところでございます。来週の金曜日までパブリックコメントに付しまして、それを踏まえて必要な修正等を行った上で、もう一度、自殺総合対策会議を経て閣議決定に進みたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、園田政務官から今の報告に何か付け加えることがございましたら、いかがでございましょうか。

○園田政務官 今回の自殺大綱の見直しの素案につきましては民主党でも昨日まで御議論をいただいたところでございまして、その中で明確にメッセージ性として、一番最初に表題で書かせていただいておりますが、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」ということで、今回の大綱の見直しに関しては、しっかりとこのようなメッセー

ジ性を出していくべきではないかという御意見を頂戴したところでございまして、ここに表題という形を付けさせていただいて、このような形にさせていただいたということでございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、この大綱の見直しの素案に関しましての御質問、御意見がございましたら、お願いしたいと思います。どなたからでも結構でございます。

高橋委員、どうぞ。

○高橋(信)委員 総合対策で持ち回りで決定したということなのですからけれども、まだ我々も意見は勿論申し上げてよろしいのでしょうか。

○樋口座長 勿論、今日のこの議論もできるところは反映させていただくということになると思います。

○高橋(信)委員 細かいことですが、24 ページをごらんになっていただきたいのですが、そこに「(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進」と出てきます。ここで4行目に「配置転換後等にストレスが高まる場合があること等について周知する」といきなり出てくるのですが、一般的に異動あるいは昇進があったりすると、大体の勤めている人は喜び、周りも御栄転ということで喜ぶ事象なのですからけれども、たまたま昇進うつ病とか、不適応を起こしますとこういうことが出てくるということなのです。

したがって、これをまず最初に問題意識として掲げるというよりは、これをもう少し後ろに落として、むしろキーパーソンたる人事、労務管理をやる人、あるいは産業保健スタッフ等々、そういう職場の管理を司る方々がやることその前にはいっぱいあると思います。そういったことを盛り込んで書いていただくと、割と素直に読めるのではなかろうかと思いますが、ここに恣意的なものを感じましたので、お話し申し上げました。

次の25 ページなのですからけれども、2つ目の段落に「また、いわゆる過労死・過労自殺を防止するため」というものがいきなり出てくるのです。過労死・過労自殺は確かに有名な事象になってしまいましたけれども、これもレアケースで、防止しなくてはいけないのは確かなのですが、そのためには適正配置ですとか、その人に見合った時間管理、あるいは就業管理、一般的にまとめて言うと就業管理になるのですが、そういうことを的確に各事業体・事業場で推進されるということが基本にあると思います。

ここにありますように、監督行政から、労働者の長時間労働を抑制するため、環境整備を推進するという事で、監督行政が強力に活躍していただけることはありがたいのですが、ただ、今の実際の陣容と事業場数からして、そこまで手が回るか。現実には起きているのは、目が届かないところで起きているということもありますので、前段に申し上げましたように、まず自助努力的なことをここに謳って、そういうことをさせるように指導する。監督官庁もそれについては厳しく指導していきなり、あるいは監督行政の本領を發揮する、こんな組み立てにさせていただけると、各事業場でも素直に受け止めてもらえるのではなかろうかと思えます。

以上2点です。

○樋口座長 ありがとうございます。

今のところは、また場合によっては少しコメントのようなことで字にさせていただいた方がいいかもしれないですね。

五十嵐委員、どうぞ。

○五十嵐委員 私も産業保健分野ですので、関連して意見をさせていただきます。

まず16ページの「企業」というところで、企業の自助努力といったヘルシーポリシーが明確になったというのは大変評価すべきところかなと拝聴いたしました。

今、高橋委員がおっしゃった24ページからのところで、私も気になっておりまして、先ほど御指摘がありました配置転換後の表現ですけれども、確かにこういう場合は実際に多いのですが、どちらかといいますと、労働状況の変化が起きたときにうつ病の発症が非常に多くて、その一つが配置転換だったり、あるいは仕事の内容が変わったり、仕事の量が変わったり、顧客が変わったりというところがありますけれども、必ずしも配置転換だけではありませんので、労働状況の変化とかそういった表現にされた方がよろしいのではないかと思います。

25ページの過重労働については、前も私、委員会で申し上げたのですけれども、平成18年に過重労働に関して労働安全衛生法が改正になったときに、過重労働はうつ病等の心疾患に関連するということで過重労働対策が法文になったのですが、その後、うつ病に関しては必ずしも時間とリンクしないというエビデンスが得られておりまして、つまり、時間が多くても非常に評価が高かったり、やる気の高い風土であれば必ずしもうつ病になるわけではないというエビデンスがかなり出ております。一方で、時間が短くても負荷が非常に高いということであったときにうつ病が発症するというエビデンスもありますので、確かに法律では監督管理する上では時間ということで、今、管理はされておりますけれども、むしろ時間を短くすることで仕事量が同じで負荷が高まっているという実態があります。

そういったことで前回に申し上げましたのは、時間だけではなくて質的な負荷を防いでいくというか、なるべく心理的に負荷の少ない職場環境作りといったところが指摘されておりますので、25ページの見直し素案では「労働時間等」とありますけれども、そこに時間だけではなくて「心理的に負荷のなるべく少ない環境整備を推進する」といった文言を入れていただきたいと思います。

文章のロジックについては、私も高橋委員と同じような考えでございますので、御検討いただければと思います。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

坂元委員、どうぞ。

○坂元委員 精神科救急に関してなのですが、これは 27 ページに入れるのか、それとも 34 ページの最後に入れるのかなのですけれども、自治体として一番困っているのが精神科救急で、特に精神科救急において指定医の協力がなかなか得られないというのはどの自治体も非常に困っている。精神科救急は非常に基本なので、ここら辺の精神科救急の充実、それに伴う指定医の協力ということをどこかにはっきり謳っていただければ自治体も非常にやりやすいと思いますので、是非よろしく願いいたしたいと思います。

○樋口座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 27 ページの「(1) 精神科医療を担う人材の養成など精神科医療体制の充実」ですが、新しく認知行動療法のことが中心に書かれていると思うのですけれども、確かに認知行動療法は軽症のうつとか再発予防に効果があるというのは理解できるのですが、自殺につながるような重症のうつ病に対しても認知行動療法が有効というお考えでこれを取り上げられているのかどうかということなのです。

自殺につながる重症なうつ病の場合にはどうしても薬物療法が必要だと思いますし、確かに不適切な薬物療法を是正する啓発は必要だと思うのですが、逆に適切な薬物療法までが価値のないもののように思われてしまうというのは、ある意味、危険なように感じますが、いかがでしょうか。

○樋口座長 厚労省での検討が加えられていると思いますが、この辺りはいかがでしょうか。

○厚生労働省 厚生労働省です。

ここでは、重症なうつ患者のみが自殺につながるということではなくて、軽症のうちからうつ病に対するケアをしていくということで書いてあるという理解をしております。

以上でございます。

○樋口座長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 もしそうであれば、「軽症のうつ病に対する認知行動療法」という書き方をさせていただくか、あるいは「適切な薬物療法の普及も必要である」という、薬物療法が全く価値のないもののように思われてしまうと非常に危険なことだと思いますので、御考慮いただければと思います。

○樋口座長 ほかにいかがでございますか。

杉本委員、どうぞ。

○杉本委員 34 ページの「8. 遺された人への支援の充実」というところなのですが、その後、3行で概要のようなことが記されていると思います。発生直後のケアは大変重要だと思いますし、その後の自助グループ等の地域における活動の支援も大切だと思うのですけれども、多分それだけではないだろうと思います。

私は推進会議の第1回から、総合的な支援が望ましいとずっと申し上げてきました。賃

貸物件の心理的瑕疵物件をめぐる空室損害の請求などということが後ろの方で書いてあるのですけれども、これもそれだけではなくて、例えば鉄道の飛び込みの賠償の問題とか、ほかにも色々な問題があるので、生活支援を含めた総合的な支援の観点を頭の概要のところに入れていただけると、遺族支援の全体像が示されるのではないかと思います。

勿論、直後も大事ですし、自助グループの運営支援も大事ですけれども、決して遺族支援はそれだけではないので、最初の3行が4～5行になるかもしれませんが、是非そこで全体を示すようなことで表現していただきたいと思います。

もう一つ、「(4) 遺児への支援」が今度入ったことというのは本当に特筆すべきことだと思っております。ここが(1)と同じように、精神保健福祉センターとか保健所の保健師等による相談体制を充実するということところが同じように持ってこられておりますけれども、大人と子どもを同じようにしていいのかどうかということが1つ問題で、ここは教職員とかの教育機関の担当者とか、また、先駆的にやっている民間団体も少しずつ増えていきますから、連携が必要だということも精保センターと保健師だけにその中心的な役割をとるのは、大人との場合とは少し違うのではないかなということも是非御検討いただきたいと思います。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。

その点につきましては、何かございますか。今の点は、8番の冒頭の3行に総合的な支援という何らかの文言が入った方がいいということ。2点目は、遺児への支援の書きぶりということだと思いますが、その辺りはよろしいでしょうか。

○杵淵次長 自殺や自殺未遂の発生直後に遺された人に対するケアだけで、しかもケアという表現も少し狭いのではないかという意味かと思ひまして、ほかにもあるのではないかということかと思ひます。今のお話からも、この表現については少し検討の余地はあるのかなとは思ひしております。

他方、総合的と言ひますと中身がわからないものになるものですから、御指摘はもう少し中身のあるものがほかにもあるのではないか、あるいはこれだけに限らないのではないかという御趣旨かと思ひますので、その御趣旨を踏まえられるような表現は少し検討してみたいと思ひます。

○樋口座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

先に、斎藤委員どうぞ。

○斎藤委員 内容的な問題ではないのですが、今、実は私がかかわっている学会からメールがありまして、この大綱についてパブリックコメントを求めたいきさつがあるのです。パブリックコメントの募集と聞きました。その時期が今日から1週間ということなのです。学会にこの情報を回すためには随分時間がかかるし、もう少し余裕ができないものかというクレームなのですけれども、これは事務的な問題ですが、その辺はいかがなのでしょう

か。

○樋口座長 いかがでしょうか。

○片山参事官 1つ事実だけ申し上げますと、厳密に言うと10日から17日ということで、8日間で、短いのではないかという話ですが、一応パブリックコメントは1週間から10日という、1週間以上ということになっていますので、意図的に短くしているということではないのです。

○斎藤委員 わかりました。

○杵淵次長 パブリックコメントを実施しているということをしっかり周知してまいりたいと思います。

○樋口座長 ほかにはいかがでしょうか。

では、清水委員どうぞ。

○清水委員 39ページの「3. 施策の評価及び管理」のところなのですが、この自殺対策推進会議とも非常に関連する部分が今回見直しされるという認識でおります。つまり、この会議は現行のまさに「3. 施策の評価及び管理」の「民間有識者等の意見を反映させる仕組みを作り」ということに基づいて設置されているはずですから、それを新たに別の仕組みを作るということのようですので、つまりこの会議を廃止し、新たに中立・公正の立場から施策を検証するという仕組みを設けるということなのだと思います。

ただ、そのときに現場の民間だけではなく、医療や法律や様々な分野の方たちの意見がどこかで反映される、あるいは施策の検証に生かされる仕組みは必須だと思いますので、余り引き合いに出したくはないのですけれども、あえて出します。

「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム」が設置され、そこで様々大綱の改定に向けての議論がなされてきたとお聞きしていますが、私が議事録を読ませていただいた限りだと、この有識者会議の前身の「自殺総合対策の在り方検討会」という、まさに最初の大綱を作ったものがありました。あのときの議論から進んでいない内容でした。

つまり、情報として今、現場で行われている最前線の情報は議事録の中からは読み取れなかった。質問も、有識者の方がそのメンバーには入られていたわけですが、私の立場からすれば、今ごろこの質問をしているのかという議論になっていた部分もないわけではないので、今後新しく中立・公正な立場から施策の検証をする仕組みを作るということであれば、そこには勿論、客観的な視点から自殺対策を見られる方の有識者の視点を盛り込むことも大事だとは思いますが、ただ、その一方で、やはり現場で活動している人たちの意見がしっかりとそこに反映される仕組みを担保していただきたいと思います。

○樋口座長 この点について、いかがでしょうか。

○杵淵次長 まず、この「3. 施策の評価及び管理」の記述でございますが、これは施策を進めていく上で、色々なところから意見を聞いて進めていくこと自体に代わるものとして書いているものではないという点を御確認いただければと思います。

現在、政策を立ててそれをしっかりと評価して、また、その結果を受けてやっていくという PDCA サイクル、そうした形でやっていくということがまさに重要視されているということ踏まえて、私どももしっかりと、今回こうやって御意見をいただきながら施策を作って、これについての評価をしていく段階でどうやっていくか。中立・公正という言葉の部分は、まさに評価をするときはそういう立場であるということを表しているものと御理解いただきたいと思います。

決して、施策を進めていく上で現場の方の意見を伺わないという考えをここで表していることはないという点で御理解いただければと思います。

○樋口座長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 勿論、そのとおりだと思うのですが、基本的にこの推進会議は廃止になるという理解でよろしいのでしょうか。

○杵淵次長 特に、この大綱で推進会議をどうするという位置づけを書いているものはございません。

○清水委員 ただ、内閣府のホームページの「自殺対策推進会議」のところに、まさにこの推進会議は自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況の評価、見直し及び改善等を検討するために開催するものだという、まさにこの根拠となっているのは「民間有識者等の意見を反映させる仕組み」というものだと思うのですが、文章としてはなくなっても、この会議体としては存続させていくという理解でよろしいのですか。

○片山参事官 今の話ですけれども、これからの在り方は中で検討していきたいと思いますが、一方で、私の方から説明させていただいた 38 ページで、「また、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するための仕組みを設ける」、そういうものもやっていくということを予定しておりますので、恐らく幾つかの別の仕組みができるかもしれませんし、ただ、少なくともこの会議が持っている機能は継承していきたいと考えているところです。

○樋口座長 高橋委員、どうぞ。

○高橋(祥)委員 各立場、各職域から色々な意見を伺うのはいいと思うのですが、もともとの最初の大綱でも、例えば県とか各市町村の担当者にしてみると物すごく膨大なものだという印象を持たれていたのです。今回、また色々な意見を盛り込んで、更に膨大なものになるのだろうかなど少し心配しているのです。

お願いしておきたいのは、WHO のこの種のガイドラインなどを出すときに、これがすべてではないということをお必ず冒頭に書くのです。各国や地域の実情に合わせてよく議論した上で、こういったガイドラインをたたき台にしてくれということをお本当に最初の方に書いてあります。今回の案を見ますと、17 ページに「地方公共団体においてもこれらに網羅的に取り組む必要があるということではない。地方公共団体においては、地域における自殺の実態、地域の実情に応じて必要な重点施策を独自に設定して取組を進めるべきである」というのは書いてあるのですけれども、真ん中の方にここだけ書いてあると少し弱いので、

かなり冒頭の部分で強調してほしいと思います。

ですから、あくまでも大綱はまとめられたもので、本当に大事なものは現場で今、自分たちの地域が抱えている問題が何で、それをどう取り組んでいこうか。人も予算も足りない中で、本当に重点項目は何かと議論してもらうことが一番の地域における取組みの出発点だとわかるような書き方を是非、冒頭にしてください。

○樋口座長 どうぞ。

○杵淵次長 御趣旨はよくわかりつつ、大綱という形のものスタイルとか書き方、何かを打ち出していかとといったことがありますので、ただ、今、お話があった点がしっかり伝わる形で大綱を作った上での周知等の際にはしっかりやってまいりたいと思います。

○樋口座長 高橋委員、どうぞ。

○高橋（祥）委員 それは内閣府の方でわかっている、現場の人たちはこれを見ると、これを全部やらなくてはいけないのかと物すごく驚いてしまうのです。ですから、ある程度、あくまでも色々なことを踏まえた、多くの分野での取組みはこうなるものだ、現場で十分議論した上で重点項目を決めて進めることが大事だということが明確にわかるように書いてください。

○樋口座長 ほかにいかがでしょうか。

杉山委員、どうぞ。

○杉山委員 連合の杉山です。

全体的な印象では、よく書き込まれているかなと受け止めています。

そういった中で1点だけ要望を申し上げたいのですが、25ページの（2）の上、職場のパワーハラスメントに関連して4行書き込まれています。厚労省の方で職場のパワーハラスメントに関するガイドライン、取組みの関係もまとめられてきておりますので、非常にいいタイミングで取り込んでいるのかなと思います。この4行だけだと非常にわかりづらいというのも一方でありまして、これを見ますと「社会的評価を受けられる仕組み作りについても検討する」というのがどこにかかっているのかなというのがもう少しやさしくというのでしょうか、親切に書いていただいた方が取り組みやすいのではないかなと思っていますので、もう一つ、ここの4行をもう少し補足で御説明いただけるのであれば、その分も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○樋口座長 よろしいですか。

これは厚労省ですか。厚労省の方は、今の御意見について何かございますか。

○厚生労働省 今日担当が来ておりませんが、御趣旨の点につきましてはお伝えして検討させていただきたいと思います。

○樋口座長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、パブコメの期間もまだ1週間あるということですので、お気づきの点はまた御指摘いただければと思います。

次に、本日の第2の課題でございます「平成24年度自殺予防週間について」ということで、これは事務局から御説明をお願いいたします。

○田中企画調整官 企画調整官の田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

9月の自殺予防週間が近づいてまいりましたので、今年の週間について概要を御説明申し上げます。

資料3をごらんいただきたいと思っております。9月10日の世界自殺予防デーにちなみまして、毎年9月10日～16日までの1週間を自殺予防週間としておりますけれども、今年も同期間に幅広い国民の皆様への参加を得て実施したいと考えております。

去る3月の自殺対策強化月間の際には、テーマを全員参加といったように、これまでは広報活動として国民の皆様に関心を持ってもらうことを中心に据えた普及啓発を行ってまいりましたが、今回の週間では各主体間の連携を更に進めることによって、従来の普及啓発に加えまして実践的な普及啓発、実践的な支援策の充実というフェーズに移行して実施したいと考えております。

具体的には、先ほどの大綱改正の素案の中にもございましたが、1人で悩みを抱えている背景となっています。自殺の関連事象は不名誉で恥ずかしいものなのか、例えば悩みを相談することは弱い人がすることといった誤った社会通念であり、そういったことは間違っていることだ。そして、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得ることであり、支援を求めること、相談をすることこそが重要であるという正しい情報や知識を集中的に発信し、普及をしてまいりたいと考えております。

併せて、心理的に追い詰められた人、支援を必要とされる方々に、こういう支援策がある、受け皿があるということをしっかりと明確に示していきたいと考えております。

ということで、全国ベースで各主体の皆様に参加いただきまして、また、連携を深めることによって相談事業を始めとします支援策を重点的に実施していきたいと考えております。

こちらのポンチ絵の真ん中の方にありますけれども、本週間期間中には全国一斉自殺予防相談の実施ということで、全国で様々な相談事業等を実施していただくとともに、悩みを抱えた方々が確実に、そして、また簡便に支援策の情報に辿りつけるように、内閣府の方で週間の特設サイトを試行的にといたしますか、今回開設をいたしまして、支援情報を一元化して提供していきたいと考えております。

また、ゲートキーパーにつきましても、これまで普及に一生懸命取り組んでまいりましたが、特に日ごろから人々と多く触れる機会のある職能団体の方々に積極的な参加を働きかけることなどにより、今後も更にゲートキーパーの輪が広がっていくように取り

組んでまいりたいと考えております。

次に、資料4をごらんいただきたいと思えます。具体的には、この週間期間中に行うこととして、左側のところに書いてございますけれども、全国一斉自殺予防相談といたしまして、全国各地で、常時もともと実施している相談会等もございますが、また、更にこの期間中にターゲットを絞って実施していただく相談会等々、この週間の期間に合わせて様々な相談事業を積極的に実施していただきたいことを、地方公共団体や関係の団体の方々に今、お願いをしているところでございます。

あわせて、各主体の方々には連携を更に深めていただいて、例えば複数分野を対象とします、いわゆる複合相談あるいは総合相談、そういったものも可能な限り実施していただきたいとお願いをしております。

ポンチ絵の右側の箱の方にまいりますけれども、今回はそうした相談事業等の開催の日程や会場等、そういった重要な情報について、そのほかの様々な関連事業やイベント等の情報等々もあわせて、内閣府で開設いたします週間の特設サイト上に一元化して提供してまいりたいと考えております。また、特に若者を念頭に置きまして、パソコンだけでなく、携帯電話やスマートフォン、そういったものにも対応する設計をしてまいりたいと思っております。相談会等の支援情報については、例えば地域ごとや相談の種別、そういったもので簡単に探せる検索機能も付けてみたいということで、現在検討を進めております。昨年度の週間・月間に引き続きまして、全国一斉こころの健康相談統一ダイヤルも今回の週間でも、全国で実施していくこととしております。

お手元の資料の一番下の方に入っていると思うのですが、週間用にポスターの準備も併せて進めているところでございます。今回は「誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して」ということで、全国一斉自殺予防相談を実施すること。そして、その詳細情報、関連情報は週間の特設サイトにアクセスしていただきたいこと。併せて、全国一斉こころの健康相談統一ダイヤルとよりそいホットラインについても掲載いたしまして、こういった支援策を一元化して明確に、支援を必要とする方々も含めて、全国の皆様に周知していくことに主眼を置いて作成しているものでございます。

以上が週間についての概要でございます。

○樋口座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しましての御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 3点あります。

この支援策情報を特設サイトに集約させるという試みは非常に重要だと思いますし、大綱の中でも、悩みを抱えて孤立するのは自殺に対しての誤った社会的通念がと書かれていましたけれども、それだけではなくて、どこに相談していいかわからないという中でどんどん孤立を深めていくということがあるわけです。

ですから、相談してくださいと呼びかけるだけではなくて、ここに相談してくださいという、ここを明示することは非常に重要で、その意味でこうした特設サイトを作って、まずここを見ればどこに相談すればいいのかわかりますという情報発信拠点を作るといことは非常に重要だと思いますので、まだ中身がわからない中で申し上げるのも適切ではないかもしれませんが、是非、予防週間だけでなく、常設していただけるぐらいのものを作っていただければということが1点。

もう一つは、こうした様々な相談機関の情報がこのサイトに集約されていますということ国民だけでなく、是非全国の様々な相談員にも伝えるべく努力していただけたらと思います。例えばよりそいホットラインなどは、1,000人以上の相談員が関わっているわけです。電話相談を受けたときに、その地域で様々な相談会が行われているかどうかという情報は、それぞれの相談員はわかりませんから、例えばよりそいホットラインに対して、この特設サイトを見ればすぐに地域の様々な相談支援情報が載っているから、相談員にも是非参照してもらってこれということで、よりそいホットラインだけではありませんけれども、全国の相談員に呼びかける試みもしていただけたらということが2点目。

3点目は、このポスターですけれども、よりそいホットラインは24時間やっていますので、是非24時間対応あるいは24時間ということの情報も加えていただけたらと思います。あと、サイトのURLが載っていますけれども、このURLを打ち込んでサイトを調べる人はまずいないと思います。ですから、QRコードという携帯電話から飛べるものがありますね。携帯、スマホでも対応できるホームページを作られるということですから、是非QRコードを載せていただくということと、検索窓で、一番右下に「自殺対策」で検索とありますけれども、この「自殺対策」で検索を押すとこの特設サイトに行くということなのであれば、むしろそちらを目立たせる表示にした方がいいのではないかと思います。

以上です。

○樋口座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ほかには御意見ございますか。

五十嵐委員、どうぞ。

○五十嵐委員 ポスターを見て思ったのですけれども、先ほど御説明にもありました大綱のメッセージで「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」ということで、このとおりだと思のですが、こうやってチラシに起こしてみると、どういう社会なのかということが何となくない。みんな何となくふわっとはわかっているのだと思うのですけれども、自殺に追い込まれることのない、どういう社会なのかというところがわかりにくいのかなという気がして、恐らくキーワードは安心して生活できるということではないかと思うのですけれども、今更ながらですが、その辺りは検討過程ではそういうことは出てこなかったのでしょうか。

○樋口座長 いかがでしょうか。

○田中企画調整官 今回、大綱の見直しと大体同時期にやってきたということもございます。そして、9月の週間ということで先んじて準備していることもございますが、ポスターになると紙面の制約等もございましたので、今度の週間の考え方を端的に表すものとして今回の新しい大綱を貫く考え方を使わせていただいているというところでございます。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

多分そうだろうと思うのですが、先ほど園田大臣政務官からもお話がありましたように、国のビジョンとしてこういう社会を目指しますというすごく大事なところで、それは国の自殺対策だけではなくて、豊かな生活という点においても政府が出していくメッセージ性はすごく大きいと思うのですけれども、確かにこのとおりで、そうだろうと思うのですが、安心とかそういうキーワードがあるといいなと前も申し上げたのです。

それは前回の会議のときに、マインドが非常に関係している。震災もあり、社会も疲弊している、閉塞感も強いという中で、非常に様々ところで不安感が起きている中で、振興の問題、再興の問題があるのだと思うのですけれども、その辺のキーワードはなくていいのかなと思いましたので、今回はかなりでき上がっておりますが、まだですか。安心という言葉があるとほっとして、気持ちとしても何かあっても楽に生きていけるというキーワードが、具体的などころが見えない気がしましたので意見をさせていただきました。

以上です。

○樋口座長 どうぞ。

○村木室長 実は、こういうキーワードを作るときに両論ありまして、苦労や不幸や悲しみがなくなるわけではないので、そういう中で個々人がどうしても追い詰められていく、そういう状況があっても、死ぬという選択まで行かずに済むようにという話と、社会全体を底上げしていったって、安心・安全で、自殺の方へ追い込まれていく状況そのものをなくしていくという、多分2つの段階が自殺対策にはあって、どちら側で言うかというときに、今、書いてあるのは、勿論、安心・安全が一番いいのだけれども、つらくても、何かあっても自殺に行かずに、その直前でとまれるようにということで恐らく両論あると思うので、もし今日、委員の方からもまだ御意見がいただけるようでしたら、お聞きできれば大変ありがたいと思います。

○樋口座長 今のことに関して、何かほかの委員の方で御発言はございますか。

それでは、杉本委員、清水委員の順番でお願いします。

○杉本委員 私は遺族の方たちに関わっていて、自殺が追い込まれた末の死だという社会の理解はまだまだだと思えます。なので、ここで追い込まれることがないという、このフレーズは非常に大切ではないかと感じております。

○樋口座長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 杉本委員と同じで、まさに自殺の多くは追い込まれた末の死であるならば、そういうふうには追い込まれる人がいない社会を作る。しかも「誰も」と載せているところにもメッセージ性を感じるわけですが、意思がこもっていて、非常にメッセージ性

の強い。たどり着く先は安心・安全な社会かもしれませんが、自殺対策の現場から発信していくメッセージとしては適切ではないかなと私は思います。

○樋口座長 ほかの方で、何か追加の御発言はありますか。

それでは、今のような御意見も踏まえて御検討いただきたいと思います。

坂元委員、どうぞ。

○坂元委員 1つだけですが、このポスターを見ると、「誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して」ということで、下の方に「全国一斉こころの健康相談統一ダイヤル」と書かれていると、ぱっと見た方が精神、メンタルのためにととられがちになってしまう。その方も多いのでしょうけれども、実際は生活の困窮とか色々な状況があるので、これをぱっと見ると、メンタルの人は相談してくださいという印象だけにとられてしまうので、せっかく追い込まれるということを書いたならば、自分が死ななくてはならないほど追い込まれるようなことなら何でも相談くださいというメッセージが伝わるのが大事ではないかと思います。

以上です。

○樋口座長 今のことは御検討いただけますか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 今の関連の補足で言うと、まさによりそいホットラインはあらゆる問題に対応するべく組まれた体制のもとで相談を受けていますので、24時間という説明を加えるべきだという話をしましたけれども、もう少し詳しく、よりそいホットラインの謳い文句みたいなものがあるはずですから、そうしたものを書いていただくとよりわかりやすくなるかもしれません。

○樋口座長 では、その辺も含めて御検討いただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 よくわからなくなってしまったのですが、このポスターは主に誰向けのポスターなのでしょうか。というのが、今、まさに自殺を考えておられる、悩んでおられる人向けのポスターというものなのかどうかです。もし、そういう人たちに相談を呼びかけるポスターであれば、このキャッチフレーズでいいのでしょうか。「誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して」というのはわかるのですが、これはむしろそういう人たち向けのメッセージではな気がするので、誰向けのポスターなのかということをはっきりさせた方がいいのではないかという気がしました。

○樋口座長 今の点についてはいかがでしょうか。

○田中企画調整官 このポスターは、各方面に掲出をお願いすることとしております。関係省庁を始め都道府県、政令市にもお願いしまして、実際にはその自治体においてどういふところに貼るのか、それが市役所なのか、図書館とか色々なセンターとか、そこは自治体さんで御判断されて、色々なところに実際は掲示されると伺っております。

あと、協賛団体さんとか、大きなところでは、例えば JR さんが御協力いただいて大きな駅に掲出していただいたり、民間の鉄道会社等々、人々が多く目に触れるところが主だったところになっております。

○樋口座長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 それはわかるのですけれども、最終的に誰に見てほしいかということなのです。誰に見ていただくことを想定されているかということなのですが、こういった相談窓口などを書くわけですから、今、悩んでおられる人に見ていただきたいということではないのでしょうか。そうすると、今、悩んでおられて、それこそ死ぬことも考えておられるような人に向けてのメッセージとして、このメッセージを考えられたのかどうか疑問だということです。

○樋口座長 どうぞ。

○片山参事官 大綱にもありますように、この問題は全員の問題だと思っています。国民全体に向けて、できるだけ、このメッセージが伝わるようにやりたいと考えておりますので、誰向けという問いかけでしたら、国民全員でございます。

今回のメッセージも、具体的な取組みにはありますけれども、悩みを抱えた人だけでなく、身近な人や団体、国民一般となっておりますので、そういう趣旨でございます。

○樋口座長 どうぞ。

○園田政務官 私が補足するのもなんなのですが、今回の大綱の根本的な考え方は、今まで自殺に追い込まれていた方を救うということを中心に考えていたところも勿論ありますし、それだけではなくて、国民一人ひとりがそういうリスクも背負う可能性もある。したがって、国民全員がその自殺対策を一度考えるきっかけにさせていただきたい。

そしてそこから、逆に言うなれば、身近な人のサインにも気付けるようにもなるし、あるいは今までそれに携わっていなかった方々もそこに対して目を向けられるようにもなっていく。なおかつ、勿論追い込まれて本当に生活が困窮されている中で救いを求めている方も当然ながら、ここに電話あるいはアクセスすればそういった形で救いの手が差し伸べられてくるのだというところを、みんなで考えていただく機会にしたいのだというのが今回の大綱から発せられるメッセージの一つでもあるのです。

したがって、それを少しみんなで考えていただける状況を作っていただきたいということで、色々な面で、よりそいホットラインとか、こころの健康相談とか、その下にもゲートキーパーとって、一人ひとりが身近なところで気付いていただける状況を作っていただくという形で、決して誰か特定の人だけを念頭に置いてというよりも、誰もがそういう危険があるのではないだろうかというのを少し、このポスターの中で伝えることができればというところに主眼を置かせていただいているということになります。

○樋口座長 よろしいでしょうか。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 これはこの文言を見た人によって受け止め方が違うと思うのです。勿論、行

政としては誰にもわかるというか、共通した認識を持っていただくという意図だと思うのですが、自殺をしたという人の電話を受けたときに、こういう人たちはおまえたちが追い込んでいるのだという議論になるのです。だから、これは本当に死のうと思っっている人たちへの文言ではないと私は思います。

ただ、これはこれで私は反対しません。こういう意識でみんな取り組んでいこうという、私どもの姿勢が問われているように思います。自殺予防の電話相談のPRの文言には、はっきり言ってこういう言葉は使いませんね。だから、それぞれの立場で作っていただくということではないでしょうか。

もう一つ、「お父さん、眠れてる？」という、あのポスターにしても、非常によくできているけれども、あれは保健所の診断的、それこそうつ病スクリーニングをしようという意図ですね。私でしたら、お父さん、疲れてるんじゃない。企業の現場って大変だねとか、そういうまなざしを持たないと、本当に援助になるかどうか、そんなふうに私は考えます。

○樋口座長 五十嵐委員、どうぞ。

○五十嵐委員 何度も済みません。

こういうヘルシーポリシーはとても大事でして、企業の中でメンタルヘルスを推進するときに、まず社長が、うちの会社はきちんとメンタルヘルス対策をやりますよというメッセージが出るわけで、そうすると社員はとても安心感を持って、何か病気があっても見てくれる、また戻ってこられるというようなところで、具体はわからなくても、何となくの安心感があるわけです。

先ほど申しましたのは、この文言が悪いと言っているわけではないのですが、キーワードとして安心という言葉が入った方がより具体的に、もっとほっとするというか、すべての人たちが対象であればこそ、何かあったときもどこかで誰かが助けてくれるのではないかという具体が少し見えてくるという意図で申し上げておまして、今、斎藤委員がおっしゃったように、とらえ方は様々だと思うのですが、そこで何がキーワードになるかというところで、この文言で、確かにそういった、誰もが自殺をしない社会を目指しましょうということはわかるのですが、それはどういう社会なのかというところがあるといいなという気持ちで、企業の現場のそういった事例も含めて申し上げた次第なので、御検討いただければと思います。

以上です。

○樋口座長 ほかにはいかがでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 今回のものは、大綱が新しくなる中で政府としてのメッセージを国民全体に訴えるという目的のものだろうと思うので、いいのではないかと思うのです。

ただ、その一方で、先ほど渡辺委員がお話しされていたとおり、誰を対象にしているのかといったときには、問題を抱え込んでいて、本当にどこに相談していいかわからない、

どうしていいかわからないという人たちがたくさんいるわけですよ。その人たちにどういうふうにして情報を伝えるのかということも考えていかなければならないと思いますから、キャンペーン期間中だけではなくて、常時、関連施策のメッセージを伝えるときには、ここにまず相談してくれればいいという明確な窓口をあらゆる方面から、あらゆる問題を抱えている当事者に伝えていくという姿勢というか、そういう実践が必要なのではないかなと思います。

通常、それができていれば、キャンペーン期間中はこれでいいのだと思うのです。ただ通常、それができていないのに、キャンペーン期間中これだけだと、当事者にどうやって届けるのだという話になるのだらうと思うので、よりそいホットラインにしろ、こころの健康相談統一ダイヤルにしろ、あるいはいのちの電話さんにしろ、色々な方たちが色々な努力をされているのは勿論あるとは思いますが、それを政府としてもできるだけ一元化というか、情報整理して、より困難を抱えて孤立している人たちに届ける努力をしていく必要があるのではないかなと思います。

○樋口座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

杉山委員、どうぞ。

○杉山委員 連合の杉山です。

今まで皆さんの意見を聞いていまして、ほぼ同じ意見なのですけれども、このパンフレットを見させていただいて、感想も交えて言うと、紙面の中に「自殺」という言葉がもの凄くたくさん出てきている。自殺対策推進会議なので、それはそれでいいのかもしれませんが、逆に敷居が高くなるのではないかなとも考えていまして、ここは、今、自殺を考えていないけれども、そこに陥る寸前の人も未然に防ぐようなアクションがとれるように、もしくは何かあったときに思い出して、また統一ダイヤル等を使えるようなきっかけになるキャンペーン期間にした方がよりいいのではないかな。この1週間だけが重点の期間ではなくて、1年間通じてそこにきちんと波及するような1週間にした方がいい。

そういう意味でいくと、どこか4つ出てくるコメントのところを、先ほど安心というキーワードもありましたけれども、何か困ったことがあればこちらへ、そういう呼びかけ的なメッセージがどこかに入っていた方がいいのではないかな。自殺予防週間と大々的に書いてあるものも、これは少し控え目に下の方に置いてあってもいいのではないかな。相談する人にとってみれば別にそこは関係ない話なので、少し感想めいた意見で申し訳ないのですが、発言させていただきました。

よろしく願います。

○樋口座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

杉本委員、どうぞ。

○杉本委員 今、このチラシのことで五十嵐委員始め皆さんの御意見を伺っていた気がす

るのですけれども、そうすると、そもそも大綱見直し素案の頭にある「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」というところに「安心して生きることができる」とかというフレーズが入るとか入らないという議論があったかどうか、経緯はいかがだったのでしょうか。多分、そこがないのにチラシだけに入れるというのも多分、整合性ということがまた出てくるかなと思うのです。

○樋口座長 そこはいかがですか。

○片山参事官 私の知る限り、そういった観点の議論はなかったと思います。

ただ、今、ここで議論されているのは、恐らく大綱という行政文書ではなく、五十嵐委員が言われているのは広報の段階でそういう言葉があった方が明るいのではないとか、そういうことなのかなと思うので、大綱の行政文書的な話とは違うのかなと私は考えます。

○樋口座長 五十嵐委員、どうぞ。

○五十嵐委員 PR というために安心と申し上げたわけではなくて、私はこの大綱のメッセージと今回のチラシはリンクしているのだろうという認識で申し上げたので、このチラシを見たときに、大綱の上のキャッチコピーも含めてどうだったのかということをおっしゃった。

冒頭に園田さんから、ここは政府としてのメッセージなのですということをおっしゃったので、なおさら、そこで安心という言葉はどうなのですかということでお伺ったわけで、もしそういった思いがあるとするれば、この素案の方のメッセージも、今、杉本委員から言われたような、安心して生きるとか、何かそういうキーワードも含めて考えた方がいいのかもしれないとも思います。

恐らく、先ほど村木さんからもお話があったように、先には安心・安全というところがあると思うのですが、それを出すか、出さないかということだと思うのですけれども、私はやはり出した方が、今、余りにも長いトンネルのような社会情勢の中で、何がみんな不安かといったらば、将来に向けての悲観的な部分、現状もそうだと思うのですけれども、そういったところが非常に大きいとすれば、特に政府が出すメッセージであれば「誰も自殺に追い込まれることのない社会」とはどういう社会なのか。もし具体があるすれば、キーワードを出した方がわかりやすいのではないかと。目指す方向がどういう方向なのかがビジョンとしてわかるのではないかなということでお伺いしたので、決してポスターだけの問題ではないと意見を申しました。

以上です。

○樋口座長 坂元委員、どうぞ。

○坂元委員 多分、このポスターは各自治体の保健所とかに貼るのだと思うので、初めてダイレクトに自殺という言葉、それで、追い込まれることのない社会を目指してというのは、我々自治体の立場からすると、自治体の中にはダイレクト過ぎて貼れないかもという意見もあると思うのですが、逆にこの社会を目指してというのは、ある意味では我々行政に突き付けられた責務を問うている意味においてもインパクトはあるのではないかと。

つまり、そういう責任を負っているのは国でもあるし、地方自治体でもありますよと、そういう社会をちゃんと目指してくださいという我々に対しての一つのお叱りみたいな意味もあるので、私的には非常にインパクトある言葉で前向けに受け止めたいとは思っています。

○樋口座長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 どうしても納得できないので、自殺予防週間という1週間でやるわけですから、自殺予防につながる施策でないと意味がないと思うのですよ。大綱は行政側あるいは対策を考える者側へのものですから、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」でもっともなことで、それでよいと思うのです。

だけれども、国民向けに1週間という自殺予防週間でやるわけですから、自殺を減らすことにつながらないと意味がないので、今、まさに追い込まれて自殺をしようかと思っている人に対するメッセージでないと、このチラシの意味がないと思います。行政向けのメッセージと当事者向けのメッセージがイコールなど、むしろあり得ない話だと思うのです。

むしろ私だったら、このメッセージは「誰でも自殺に追い込まれることがあります。まずは相談ください。下記のお電話番号へ」という方が自殺予防につながるとは思います、いかがでしょうか。

○樋口座長 まず、今のところについて何かありますか。先ほどの説明で、渡辺委員がもう一度、そこら辺を。

○杵淵次長 週間につきましては、基本的には、これまでが一般的啓発過ぎたというところから、一般的啓発だけでなく、更にそうした人たちを防ぐ活動も具体的に展開し、その部分も入れようというのが今回のコンセプトであります。

そういう意味で、一般の方への啓発の部分も含め、加えてこういう自殺相談活動の部分もしっかりとやって、そこを受け止めていくという形で、ある意味、限られたものの中に幾つかが入っている状態になっているという部分もあります。それで、言わば一般啓発として今回、大綱で打ち出すこのテーマを載せさせていただき、かつ、今、その中で実務的にやっつけてこうしている部分も盛り込んでいるという形で、このような形になっていると御理解いただければと思います。

○樋口座長 それでは、清水委員どうぞ。

○清水委員 私が政府の代弁をするわけでは全くないのですけれども、1つ、そもそも政府が自殺対策に取り組んでいることを知らない国民はたくさんいるわけです。内閣府が行ったアンケート調査からも、それはよくわかっているわけです。

ですから、政府として自殺の問題にどう立ち向かおうとしているのかを明確に伝えるということは、確かに今、問題を抱えている人の直接的な支援にすぐにはつながらなくても、ただ、自殺対策を推進していく土壌というか、社会的合意を形成していくという意味では非常に意味があると思っています。これはキャンペーン期間中にやらざるを得ないのだろうと思うのです。政府は様々な取組をしていますから、常に自殺対策のことだけ明確に打

ち出すということとはできない。ですから、こういうメッセージを政府が自殺対策に取り組んでいる、社会的な問題として自殺の問題をとらえ、社会的な対策を政府が主導してやっていくのだというメッセージを打ち出すというのが一義的なことだろうと思うのです。

ただ、その一方で、先ほど渡辺さんがおっしゃっていたことはまさにそうで、問題を抱えている人に情報を届けることも大事で、これはキャンペーン期間中にやることは勿論のこと、常に問題を抱えている人にこうした支援策の情報が届く仕組みを作っていかなければならないのではないかと思います。

もう一つ、メッセージがこういう形になった議論ですけれども、私は民主党の PT のオブザーバーとして参加しているので、そこでの議論で聞いてきたことも踏まえて言うと、かなり議論はされてきました。そもそも生きやすい社会ということのままでいくのか、それとも、それを別の表現にするのかという議論があつて、生きやすい社会というと、むしろ抽象的過ぎるのではないか。自殺対策として発信するものとしては、誰も自殺に追い込まれない、不条理な形でその人が人生を閉ざさざるを得ない状況は絶対に作らないという意思を示すことが大事なのではないかという議論になりました。

更に言うと、素案にもありますけれども、1 ページ目の下のところ、「『誰も自殺に追い込まれることのない社会』の実現を目指す」という前に「一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され」ということが書いてある。これも議論があつて、最終的にこれが加わったという認識でいますので、決して議論で何かぽつと決まったというのではなくて、相当、議員の方たち、あるいは民間団体等の方たちのヒアリングでの意見も踏まえて議論してきたという経緯があると認識でいます。

○樋口座長 坂元委員、どうぞ。

○坂元委員 前の「お父さん、眠れてる？」というポスターは確かに役所とか保健所に張って、これは何ですかという問い合わせが結構多くて、この内容は、市民向けかどうかという議論は多々あると思うのですが、これを見た人は少なくとも、これを自治体が張り出せば、自治体は覚悟を持っている、真剣に取り組めます。だから遠慮なく相談してくださいという、逆にそういうメッセージが市民の方にも伝わるのではないか。

今まで、眠れますかというポスターは一体、何を言いたいということなのですから、ある意味では、これは行政としての覚悟を市民の方に知らしめて、我々もやるから、どうぞ相談してくださいという解釈もできるのではないかと思います。

○樋口座長 ありがとうございます。

何かコメントございますか。

○村木室長 たくさんのお意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

大綱は、パブコメもありますから、そこでいただいた御意見も併せてということですが、ポスターは、誰もに向けてというポスターは本当はよくないという、PR をするときの鉄則なのでしょうけれども、今回はこの週間のタイミングとか、大綱が出るタイミングであるとか、国民全体に訴えかけたい、先ほどの資料で言えば資料 3 の、全部の人にまず、この

1週間は訴えかけたいということがあるので、そういうコンセプトでこのポスターを作らせていただくようにはしますが、渡辺委員がおっしゃったことは、まさに本当のターゲットの方に届かなくてはいけないということなので、もしポスター上、工夫ができるのであれば、困っている人の情報がここにあるよという、そこが工夫できるかどうか、やらせていただきたいと思います。

うまくできるかどうか、今、自信を持っては申し上げられませんが、そういう工夫をさせていただきたいと思います。

○樋口座長 わかりました。ありがとうございました。

ほかにはいかがですか。

これは、配布される場所を先ほど聞かせていただきましたけれども、色々なところに、例えば JR とかそういうところにも掲示するわけですね。これは一つのバロメータになるのではないかと思うのですが、以前は自殺という言葉が入ったポスターを張るとするのは絶対やらせませんという交通機関とかがあったのが、さすがにそれは今はなくなってきているのだろと思うのですが、むしろ自殺という言葉が入っていることの意味はあるのかもしれないと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、第2の議題に関しまして、自殺予防週間についてはこれぐらいで終わらせていただきまして、そのほかにお三方から情報の提供、御説明があるということでございますので、お願いしたいと思います。

まず、斎藤委員からお願いいたします。

○斎藤委員 たくさん資料をまとめましたけれども、貴重な時間ですから、項目だけ簡単に申し上げたいと思います。

まず、今年の自殺予防学会の総会は20年ぶりに東京でございまして、東京医科大の飯森教授が中心になりまして、新宿で開催をいたします。9月13日です。

自殺予防シンポジウム、これはいのちの電話が主催で、学会との共催ですけれども、今年は9月8日に栃木県の宇都宮でいたします。

それから、これは10年前からいたしておりますけれども、いのちの電話のフリーダイヤルによる自殺予防いのちの電話。これは世界自殺予防の日と同じ9月10日です。

これとは別に、私は青少年健康センターという引きこもりの若者たちの自立支援の事業を25年間やってまいりましたけれども、この組織で2月から「クリニック絆」という、若者を対象とした自殺予防の電話相談を始めました。これはボランティアの電話相談員プラス精神科のドクターが数名交代で土曜日の午後待機し、必要とあらば面接ができるというシステムです。これも自殺予防週間の行事として初めてここに加わらせていただきたいと考えています。

また、この組織として毎年シンポジウムをしておりますが、今年は「若者による自傷行為をめぐって」というシンポジウムでございまして。

来年の学会、総会は秋田でいたします。

それから、国際自殺予防学会が来年9月24日～28日、こういう予定でございます。

以上です。ありがとうございました。

○樋口座長 ありがとうございました。

続きまして、杉本委員からお願いいたします。

○杉本委員 私どものニューズレターを配らせていただきました。

小さな団体ですけれども、自死・自殺を正しく理解していくということ、総合的な遺族支援を目指したいこと、ネットワークを組み連携していきたいということを3つの柱にして、ささやかですが、色々な活動をしておりますので、お時間があるときにお読みいただければ幸いです。

御意見などを頂戴できれば、ありがたく存じます。

○樋口座長 ありがとうございました。

もう一方、坂元委員お願いします。

○坂元委員 お手元にお配りしました、自殺とは関係ないのではないかとされるのですけれども、「保険料の納付相談をご利用ください」という冊子なのですが、御存じのように、国民保険料を払えない層は非常に困窮している層で、経済的にも追い詰められやすい層で、国の方から保険料の収納をちゃんとやれという通達が来ているのですけれども、川崎市ではこれを保険料の払っていない全員の方に送付しています。

今までは払ってくださいという通知書だけなのですけれども、これを入れて、あなたと一緒に考えますということで、このページを開いていただければ、解雇された方とか払えない方は色々なやり方があります、親身になって相談しますという形です。実際にこれは非常に評判がよくて、これによって、お医者さんにかかれなかったのだけれども、かかることができたという感謝とかこういう形で、保険料を払えない本当にぎりぎりの層に対する支援ということで、川崎市としてはこういうものも自殺対策という一つの大きな柱の中で考えていきたい。

今のところ、これを未納者に全戸配布してやっているというのは担当者に聞くと川崎市だけだということなので、是非こういうやり方での救済もあるということはお知らせいたしたいと思います。

以上でございます。

○樋口座長 ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、お手元にお配りしてございます第16回の「自殺対策推進会議」の議事録についてお諮りをしたいと思います。

内容については既に皆様に確認をさせていただいておりますが、この議事録を公表したいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口座長 ありがとうございます。

異議がないようでございますので、それでは、公表させていただきます。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 1点、坂元委員の提出してくださった川崎市の保険料の冊子は物すごくいいと思うのです。リスクを抱えているだろう人たちに、どういうふうにして支援策の情報を届けるのかということが物すごく重要です。

例えば、こういうものは保険料の給付困難な方だけではなくて、例えば遺族、虐待を受けた方であったり、生活困窮者、様々な方がいらっしゃるわけです。そのときにここに連絡してくれば色々な支援策が見つかりますよという、例えば先ほどのポスターのよりそいホットラインの情報と特設サイト、色々な支援策がネット上で探せるというものをこういうたぐいのリーフレットの一番下のスペースをいただいて書き加えることができるようになれば、様々なルートを通して問題を抱えている方に電話相談あるいはネット相談、物理的な総合相談会の情報が届けられるようになるはずです。

よくホームページのバナーがありますけれども、例えば内閣府の方でフォーマットをあれと同じようにサイズを何サイズか考えていただいて、それをあらゆるリーフレットに載せてもらうように呼びかけるということができれば、給付困難に陥っている川崎市民の方がこの情報を得るというだけではなくて、悩みを抱えていてどこかに電話で話をしたいとか、あるいは物理的に別の問題を抱えて相談に行きたいといったときに、そういうバナーみたいなものがここにあれば、そこを通して支援策につながっていくので、是非そういうことを、厚労省とか文科省もそうですし、色々な分野の人たちがこういうリーフレットを作っているわけなので、内閣府で音頭を取っていただいて、自殺の背景にある様々な要因を抱えている人に配るリーフレットに、共通してワッペン的に情報提供できる仕組みを作っていたらと思います。

せっかくよりそいホットラインという、電話だったらまずここというものができたわけですから、ネットだったらここというのも作っていらっしゃるのであれば、ネットだったらここ、電話だったらここ、まず相談をみたい、そういうものを是非作ることを検討いただきたいなと思います。

○樋口座長 その辺りは、是非これからの検討課題としてお考えいただきたいと思います。

本日の議題は以上でございますが、事務局の方から何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、予定より若干早いのですが、本日の第17回「自殺対策推進会議」は以上をもちまして終わらせていただきたいと思います。

どうもお疲れ様でございました。